審　査　基　準

令和７年３月24日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第107条の７第３項
処分の概要	国外運転免許証の交付
原権者（委任先）	徳島県公安委員会
法令の定め	道路交通法第107条の７第１項及び第２項（国外運転免許証の交付） 道路交通法施行規則第37条の８（国外運転免許証の交付）、第37条の９（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審査基準	（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標準処理期間	申請の当日中（警察本部交通部運転免許課阿南分室及び同課阿波分室において申出が行われた場合は14日）
申　　請　　先	徳島県公安委員会（警察本部交通部運転免許課）
問い合わせ先	警察本部交通部運転免許課（０８８－６９９－０１１０）
備　　考	